

建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて

主任技術者の配置について、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事を同一の主任技術者が管理しようとする場合の入札の手続きは次により行います。

1 兼務の手続き

- (1) 主任技術者の兼務の申し出及びその可否の確認は、落札候補者に係る入札参加資格確認の際に行い、兼務可否の問い合わせには応じない。
- (2) 落札候補者は、主任技術者を契約済又は落札決定済の他の工事と兼務させようとするときは、以下により関係書類を入札担当課に提出する。
 - ① 「入札参加資格確認調書」提出の際、「2) 配置予定技術者の資格・施工経験」欄に他の工事と兼務させようとする技術者について必要事項を記載する。
 - ② 兼務が認められない場合を想定し、①とは別の配置予定技術者を第二順位者として記載することができる。この場合の「入札参加資格確認調書」は別葉とする。
 - ③ 上記「入札参加資格確認調書」に以下の書類等を添付する。
 - ア 兼務させようとする工事の施工場所及び工事概要が分かる書面（位置図、契約書の実施工事設計書等）
 - イ 契約済工事の発注者と、他工事との兼務の可否について協議を行った結果（工事打合簿等の写）

2 留意事項

- (1) 対象地域は県内全域であること。
- (2) 総合評価落札方式の場合についてもこの取扱いによる。
- (3) 低入札となった工事については、適正な施工の確保のため、主任技術者の兼務を認めない。
- (4) 本取扱いにより主任技術者の兼務が認められた2件の工事は、現場代理人についても兼務できること。

3 施行時期

平成24年3月1日以降に公告する工事について適用する

【参考】

条件付一般競争入札公告〔共通事項〕

11 主任技術者又は監理技術者の配置

- (4) 主任技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、本工事と密接な関係のある他の工事との兼務を認める場合がある。